

# 第44期 定時株主総会 招集ご通知

## お土産の廃止について

本年より、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告	43
株主総会会場ご案内図	(末尾)

## 日時

2020年6月19日(金曜日) 午前10時  
(受付開始時刻は午前9時となります。)

## 場所

横浜市中区山下町10番地  
ホテルニューグランド  
タワー館3階 ペリー来航の間

昨年の開催場所から変更しております。  
会場までの詳細案内につきましては、別添の「会場詳細ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使期限

2020年6月18日(木曜日) 午後5時45分

## 決議事項

- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                              |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件                            |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件                            |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件                          |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件                            |
| 第6号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与に係る報酬改定の件 |

証券コード 4299  
2020年5月28日

株 主 各 位

横浜市中区本町二丁目22番地  
**株式会社 ハイマックス**  
代表取締役社長 中 島 太

## 第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な感染防止策を実施した上で、開催いたします。

なお、当日のご出席に代えて、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、

**2020年6月18日(木曜日) 午後5時45分までに**

次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ■書面(郵送)による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

### ■インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日) 午前10時  
(受付開始時刻は午前9時となります。)

2. 場 所 横浜市中区山下町10番地  
ホテルニューグランド  
タワー館3階 ペリー来航の間

(昨年の開催場所から変更しております。  
会場までの詳細案内につきましては、別添の「会場詳細ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第44期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役2名選任の件  
第5号議案 取締役賞与支給の件  
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与に係る報酬改定の件

以上

## (ご留意いただきたい事項)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人の資格は、当社定款第18条の規定により議決権を有する他の株主様1名に限ります。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。**株主様ではない代理人及びご同僚の方等、株主様以外の方につきましては、株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。**
- ◎ 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## (お知らせ)

- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.himacs.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.himacs.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
  - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部となっております。

本年より、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## (新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について)

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会の開催及び運営に関し、以下の対応をとらせていただきます。何卒ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本株主総会では、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)及びインターネットにより議決権を行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.himacs.jp/ir/meeting/index.html>)に発信情報を掲載させていただきますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

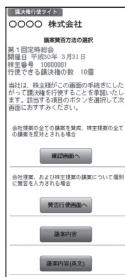
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

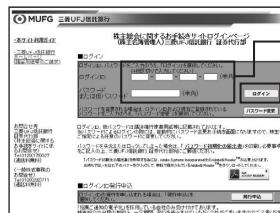
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

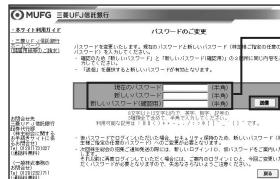
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

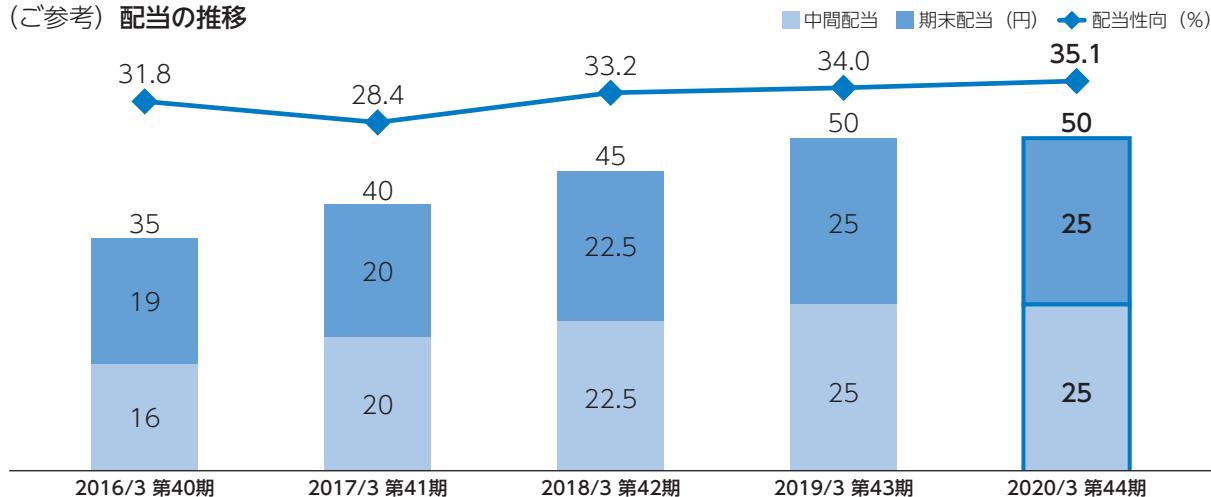
## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分は、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を図るため、内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第44期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額121,826,600円  
これにより中間配当金1株につき25円を含めました当期の年間配当金は、1株につき50円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月22日

### (ご参考) 配当の推移



## 第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役7名全員の任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

<b>1</b>	なかじま つよし <b>中島 太</b>	(1965年9月20日生)	再任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有する当社株式の数 4,300株</li> <li>・ 取締役会への出席状況 14回/14回(100%)</li> </ul>
----------	-------------------------	---------------	----	---

### ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月	当社入社	2011年 4月	事業統括本部 第3事業本部長
2002年 4月	ソリューション事業本部 第5ソリューション事業部長	2013年 4月	執行役員 第3事業本部長
2007年 4月	プロジェクト管理室長	2014年 6月	常務執行役員 第3事業本部、第4事業本部担当
2009年 4月	事業統括本部 プロジェクト支援室長兼経営企画本部技術開発本部副本部長	2015年 4月	副社長執行役員 社長補佐兼事業本部担当
		2015年 6月	代表取締役社長(現任)

### ■選任の理由

中島太氏は、主に金融及び流通分野向けの事業部門やプロジェクト管理部門の責任者を長年務め、当社事業における豊富な業務経験と見識を有しております。また、2015年に代表取締役社長に就任以降、経営全般を統括する役割を適切に果たしており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。

### ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月	日本電信電話公社入社	2014年10月	当社取締役兼専務執行役員 特命担当兼プロジェクト革新本部担当
1988年 7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 (現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)	2015年 6月	当社取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼プロジェクト革新本部、情報管理本部、人材開発本部担当
1994年 4月	同社公共システム事業本部部長	2016年 4月	当社取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、情報管理本部、人材開発本部担当
2006年 6月	エヌ・ティ・ティ・データ・テクノロジー株式会社 (現 株式会社N T Tデータ・アイ) 取締役 企画開発本部長	2020年 4月	当社取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼ビジネス企画開発本部、プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、経営管理本部担当(現任)
2008年10月	株式会社N T Tデータ・アイ 執行役員 第二事業本部第四システム事業部長		
2010年 6月	当社取締役		
2013年 6月	当社取締役兼専務執行役員 特命担当兼プロジェクト管理部管掌		

### ■選任の理由

鍋嶋義朗氏は、当社と同業界の企業の要職を歴任され、幅広く豊富な業務経験と経営経験を有しております。その専門的知識及び豊富な経験を活かして、当社取締役としての役割を適切に果たしており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。

3

とよ だ  
豊田 かつ とし  
勝利

(1963年9月21日生)

再任

・所有する当社株式の数 2,000株  
・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

## ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月	当社入社	2017年4月	取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門担当兼海外事業推進室長
2004年4月	第1事業本部第2事業部長	2018年4月	取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門担当
2007年10月	システム基盤事業本部長	2018年10月	取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門担当兼第2事業本部長
2009年4月	理事 事業統括本部第1事業本部長	2019年4月	取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門全体兼第1事業本部担当(現任)
2012年6月	執行役員 第1事業本部長		<b>株式会社エスビーエス 代表取締役社長(現任)</b>
2014年10月	執行役員 第1事業本部、第2事業本部担当兼第1事業本部長		
2015年4月	常務執行役員 第1事業本部、第2事業本部担当		
2016年4月	副社長執行役員 社長補佐兼事業部門、海外事業推進室担当		
2016年6月	取締役兼副社長執行役員 社長補佐兼事業部門、海外事業推進室担当		

## ■選任の理由

豊田勝利氏は、金融及び流通分野並びにシステム基盤の事業部門の責任者を務め、当社事業における豊富な業務経験と見識を有しております。この豊富な実績及び経験を今後の当社経営に活かせるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

4

あおき  
青木 稔

(1960年2月20日生)

再任

・所有する当社株式の数 7,200株  
 ・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

#### ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年3月	当社入社	2015年4月	常務執行役員 第3事業本部、第4事業本部担当兼第4事業本部長
1998年4月	人材開発部長	2016年4月	常務執行役員 営業本部長兼新規事業推進室担当
2002年6月	執行役員 人事部管掌兼経営企画室長	2018年4月	常務執行役員 営業本部長
2004年10月	執行役員 開発支援本部長	2018年6月	取締役兼専務執行役員 営業本部長
2006年4月	執行役員 第1事業本部長	2020年4月	<b>取締役兼専務執行役員 営業本部兼第2事業本部兼第3事業本部担当</b> (現任)
2008年4月	執行役員 人材開発本部長		
2011年6月	執行役員 経営企画本部長		
2012年4月	執行役員 第4事業本部長		

#### ■選任の理由

青木稔氏は、事業部門及び人材開発部門並びに経営企画部門の責任者を務め、当社事業における豊富な業務経験と見識を有しております。この豊富な実績及び経験を今後の当社経営に活かせるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

5

かく  
角 ひろゆき  
宏幸

(1946年9月22日生)

再任

社外

・所有する当社株式の数 -  
 ・取締役会への出席状況 14回/14回(100%)

#### ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2005年3月	同社常務執行役員 ソリューションセンター担当
1991年9月	同社金融統括S E部長	2007年4月	同社常務執行役員退任
2001年4月	同社取締役 金融・サービス事業部長	2007年7月	株式会社日本総合研究所入社
2004年3月	同社取締役退任	2008年6月	同社常務執行役員 第二開発部門長
	同社執行役員 ソリューションセンター担当	2013年7月	同社常務執行役員退任
		2016年6月	当社 <b>取締役</b> (現任)

#### ■選任の理由

角宏幸氏は、当社と同業界の要職を歴任され、特に金融業界における専門的知識と高い見識を有しております。社外の客観的・専門的知識から、当社経営に対する適切な監督・助言を行っており、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6

しげ き  
重木 昭信

(1951年3月12日生)

再任

社外

・所有する当社株式の数 -  
・取締役会への出席状況 11回/11回(100%)

## ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	日本電信電話公社入社	2001年6月	同社取締役 公共システム事業本部 第四公共システム事業部長
1987年1月	同社公共システム事業部担当部長	2005年6月	同社常務執行役員 第四公共システム 事業本部長
1988年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会 社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ)	2007年6月	同社代表取締役副社長執行役員
1993年7月	同社公共システム事業本部第四公共 システム事業部第三システム統括部 長	2009年6月	同社代表取締役副社長執行役員退任
		2012年6月	日本電子計算株式会社 代表取締役 社長
		2015年6月	同社代表取締役社長退任
		2019年6月	当社取締役(現任)

## ■選任の理由

重木昭信氏は、当社と同業界の企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。公共分野で培ってきた専門的知識と社外としての客観的立場から、当社経営に対する適切な監督・助言を行っており、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7

にし もと  
西本 進

(1964年2月15日生)

新任

社外

・所有する当社株式の数 -  
・取締役会への出席状況 -

## ■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社野村総合研究所入社	2015年4月	同社経営役 品質監理副本部長兼プ ロジェクト監理部長
2003年4月	同社システム基盤三部長	2017年4月	同社執行役員 品質監理本部長(現 任)
2011年4月	同社IT基盤インテグレーション事 業本部事業企画室長兼S I基盤ソリ ューション事業部長		

## ■選任の理由

西本進氏は、当社と同業界の要職を歴任され、特にシステム基盤分野及びプロジェクト管理面における専門的知識と豊富な業務経験を有しております。社外の客観的・専門的知識から、当社経営に対する適切な監督・助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角宏幸及び重木昭信並びに西本進の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 角宏幸氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (2) 重木昭信氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 西本進氏は、現在及び過去5年間において、当社の特定関係事業者である株式会社野村総合研究所の業務執行者を務めております。また、同氏は同社より業務執行者としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
- また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 中沢秀夫及び奥津勉の両氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

おおかわら みちゆき  
**大河原 通之** (1956年1月17日生)

新任

・所有する当社株式の数 18,900株  
・取締役会への出席状況 -

#### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2012年4月	事業推進本部 情報管理本部長
1999年4月	オブジェクト推進事業本部 第2公共システム部長	2014年10月	執行役員 情報管理本部長
2002年10月	第1ソリューション事業部 副事業部長	2018年5月	執行役員 経営管理本部長 株式会社エスビーエス 取締役
2003年4月	証券・公共ソリューション事業本部 第3ソリューション事業部長	2019年3月	執行役員 経営管理本部長兼財務部長
2008年4月	内部統制推進室長	2019年4月	執行役員 経営管理本部担当
2010年6月	管理本部 副本部長兼業務部長兼情報管理部長	2019年6月	<b>監査室員</b> (現任)

#### ■選任の理由

大河原通之氏は、当社の事業部門及び内部統制をはじめとした管理部門において要職を歴任し、幅広い業務経験を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1972年11月	公認会計士・税理士 奥津進事務所入所	2011年 6月	当社取締役
1976年 3月	公認会計士登録	2015年 6月	当社 <b>監査役</b> (現任)
1977年 2月	税理士登録	2016年 2月	<b>株式会社ホテル、ニューグランド 社</b>
1977年 2月	<b>税理士 奥津勉事務所開設 所長</b> (現任)		<b>外取締役 監査等委員</b> (現任)
2007年 4月	<b>公認会計士 奥津勉事務所開設 所長</b> (現任)		

### ■選任の理由

奥津勉氏は、当社の取締役の経験があり、当社の事業内容に精通しております。また、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当の知見を有しております。これまでの豊富な経験と専門的知識から、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たしており、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大河原通之氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
3. 当社は、奥津勉氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「監査役2名選任の件」が承認可決されることを条件として、監査役 大河原通之氏の補欠監査役として岡田喜久男氏、また、社外監査役 山本章治氏もしくは野村秀雄氏の補欠監査役として佐藤嘉高氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1

おかだ きくお  
**岡田 喜久男** (1962年10月6日生)

・所有する当社株式の数 -

### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社日立製作所入社	2019年5月	株式会社エスピーエス 取締役(現任)
2011年6月	同社トータルソリューション事業部 経理部 部長	2019年6月	当社執行役員 経営管理本部長兼財務部長
2019年4月	当社参与 経営管理本部長兼財務部長	2020年5月	当社執行役員 経営管理本部長(現任)

### ■選任の理由

岡田喜久男氏は、長年にわたり経理・財務部門での豊富な経験・知見を有していること、また、当社の健全かつ財務運営に必要な知識・経験を有していることから、監査役の職務に適切な人材と判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現 株式会社日立ソリューションズ)入社	2015年4月	同社取締役 執行役員 財務本部長
2005年10月	同社 財務本部経理部長	2016年4月	同社取締役 執行役員 財務本部長 兼内部統制推進室長
2011年6月	日立ビジネスソリューション株式会社(現 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト)取締役 執行役員 経理部長	2017年3月	同社取締役 執行役員退任

### ■選任の理由

佐藤嘉高氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識を有し、特に財務及び会計に関する知見を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田喜久男氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。
3. 佐藤嘉高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- なお、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち社外取締役を除く4名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与と総額19,810千円を支給いたしたいと存じます。

## 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与に係る報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月21日開催の第24期定時株主総会において、月額13百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25百万円以内といたします。

なお、2018年6月22日開催の第42期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度として、2年間で42百万円以内とご承認をいただいておりますが、本議案が可決することを条件に、2019年3月期及び2020年3月期の2事業年度を対象期間とする株式報酬の支給をもって、当該制度は廃止いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしていたします。

なお、上記報酬額には、使用人分給与は含まないものとしていたたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（２）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（１）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

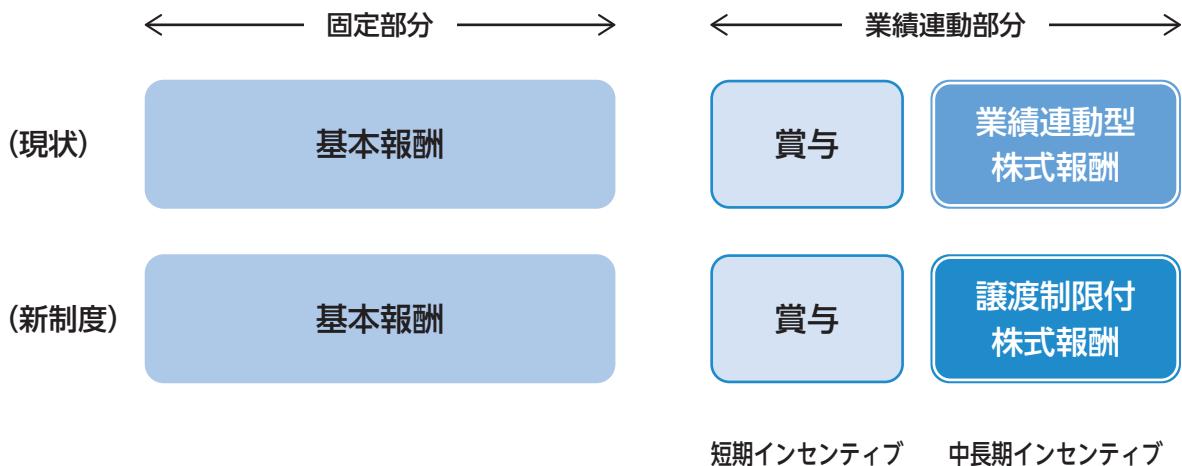
#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## &lt;取締役報酬制度改定のイメージ&gt;



※新制度における譲渡制限付株式報酬は、当社の株価に連動する中長期的なインセンティブとして位置付けられます。

(ご参考)

本議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上

(提供書面)

## 事業報告 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、通商問題の影響により輸出が弱含むものの、雇用・所得環境の改善が続くなど緩やかな回復基調を辿っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、大幅に下押しされ厳しい状況となりました。

情報サービス産業におきましては、競争力強化や将来の成長のために、新たなデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)※に取り組む企業が増加しております。一方、技術者不足が慢性化していることに加えて、大規模案件が収束し中小規模の案件が増加することで、従来以上にプロジェクト・リーダー(PL)の確保・育成が必要となっております。

このような経営環境の下、当社グループは、既存領域を深掘りし安定的な受注確保に努めるとともに、DX関連案件を積極的に受注するなど将来の事業拡大を見据えた受注に注力いたしました。また、個人別スキル分析を基にした人材育成及びプロジェクトマネジメント力の向上など体質の強化に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は15,342百万円(前期比3.4%増)となりました。利益面では、前年度より発生していた不採算プロジェクトが収束したことなどにより、営業利益は1,012百万円(同2.6%増)、経常利益は1,017百万円(同2.5%増)となりました。一方、税金費用の増加により親会社株主に帰属する当期純利益は695百万円(同3.2%減)となりました。

(※) デジタルトランスフォーメーション(DX)：企業がIoT、AI、ビッグデータ等の先端デジタル技術を活用して、新たな製品・サービス、ビジネスモデルを創出すること。

売上高 15,342 百万円(前期比3.4%↑)

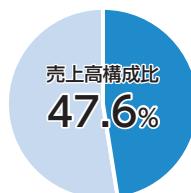
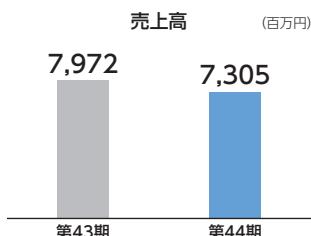
営業利益 1,012 百万円(前期比2.6%↑)

経常利益 1,017 百万円(前期比2.5%↑)

親会社株主に帰属する  
当期純利益 695 百万円(前期比3.2%↓)

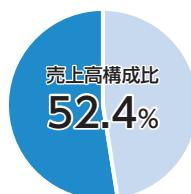
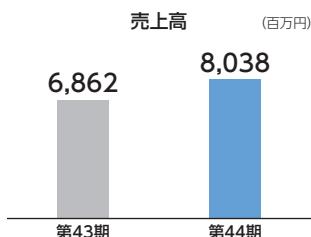
当連結会計年度のサービス分野別売上高は、次のとおりであります。

## システム・ソリューションサービス 売上高 7,305百万円



システムの企画／設計・開発フェーズで提供するシステム・ソリューションサービスは、公共及び流通業界向け案件が収束したことなどにより、7,305百万円（前期比8.4%減）となりました。

## システム・メンテナンスサービス 売上高 8,038百万円



システムの稼働後に提供するシステム・メンテナンスサービスは、保険及びクレジット業界向け案件を継続的に受注したことなどにより、8,038百万円（前期比17.1%増）となりました。

サービス分野別	第43期 (2019年3月期)		第44期 (当連結会計年度) (2020年3月期)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
システム・ソリューションサービス	7,972	53.7	7,305	47.6	△8.4
システム・メンテナンスサービス	6,862	46.3	8,038	52.4	17.1
合計	14,834	100.0	15,342	100.0	3.4

当連結会計年度の業種別売上高は、次のとおりであります。

業 種 別		第 43 期 (2019年3月期)		第 44 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)		増 減 率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
		百万円	%	百万円	%	%
金 融	銀 行	1,863	12.6	1,807	11.8	△3.0
	証 券	771	5.2	688	4.5	△10.8
	保 険	6,161	41.5	6,304	41.1	2.3
	ク レ ジ ッ ト	1,733	11.7	1,991	13.0	14.9
	小 計	10,527	71.0	10,789	70.3	2.5
非 金 融	公 共	1,639	11.0	1,618	10.5	△1.3
	流 通	875	5.9	676	4.4	△22.8
	そ の 他	1,793	12.1	2,260	14.7	26.1
	小 計	4,307	29.0	4,554	29.7	5.7
合 計		14,834	100.0	15,342	100.0	3.4

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は17百万円で、その主なものはみなとみらい事業所拡張に伴うオフィス内装工事などであります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2017年3月期を初年度とし2023年3月期を最終年度とした「中長期経営計画 C4 2022」を策定し推進してまいりました。当該計画では、既存事業の深耕及び隣接領域への展開に加え、新規事業・海外事業の創出などにより最終年度の事業目標は、連結売上高220億円、売上高営業利益率10%以上、ROE12%以上を目指してまいりました。しかしながら、慢性化する技術者不足の影響で人員計画と実績が大幅に乖離する状況となりました。

また、新規事業及び海外事業においても、これまでの取り組みの成果を踏まえ、今後の方向性を大幅に見直すことといたしました。加えて、一部で不採算プロジェクトの発生や品質面の問題が顕在化し、人材育成及びプロジェクトマネジメント力向上が喫緊の課題となったことなどにより、2021年3月期から始まる第3ステップの戦略を次のとおり見直しております。

- ・ 既存の受託開発事業(コアビジネス)の拡大
- ・ 技術革新及び顧客のビジネスモデル変革に対応した、DX案件の積極的受注
- ・ 体質強化への投資を継続
- ・ 開発人員の増強
- ・ 当該計画の課題解消に寄与する業務・資本提携やM&Aの遂行

以上の戦略実現に向けて、次の施策に注力してまいります。

##### ① 事業拡大

既存の受託開発事業(コアビジネス)の拡大に向けて、年間売上高10億円以上の重点顧客4社を中心に更なる取引深耕を図り、顧客ポートフォリオの安定性を高めてまいります。

また、DX系案件の拡大に向けて専門部署を設置し、ビッグデータ・アナリティクス<sup>\*1</sup>及びクラウド技術であるAWS<sup>\*2</sup>・Azure<sup>\*3</sup>並びにアジャイル開発<sup>\*4</sup>など新技術・開発手法の調査・研究に取り組み、DX技術者育成を促進させ開発体制を早期に確立するとともに、重点顧客及び主要エンドユーザーにおける既存基幹システムとDX連携案件の積極受注に努めてまいります。

また、RPA<sup>\*5</sup>につきましても、DaaS<sup>\*6</sup>、AI-OCR<sup>\*7</sup>、EAI<sup>\*8</sup>などの先端技術との連携などにより、更なる顧客の業務改革などに繋がるソリューションを提案してまいります。

## ② 体質の強化

プロジェクトリーダー(PL)育成、品質管理力強化、開発力強化を軸に、体質強化への投資を継続実施してまいります。併せて、開発人員の増強に向けて、新卒・キャリアの積極採用の継続や、コアパートナー企業との先を見据えた投入計画の連携強化及びオフショア・ニアショアを含めた技術者の確保に努め開発体制の充実に注力してまいります。

また、引き続き、開発プロセスや作業手順の標準化及び開発ツールの効果的導入による生産性の向上に努めるとともに、働き方改革の推進や働きやすい制度・環境作りを通じて、社員が自身の最大限のパフォーマンスを発揮できる環境を提供してまいります。

以上、これらの取り組みにより、更に受注領域を拡大して高付加価値ソリューションを提供することを目指してまいります。

なお、「中長期経営計画 C4 2022」の最終年度(2023年3月期)の事業計画目標(連結)は、次のとおりであります。

- **売上高：177.5億円(年平均売上高成長率5%)**  
**DX関連売上高比率10%超。**
- **売上高営業利益率：6%以上の確保**  
**毎年単体売上高の0.5%を体質強化やR&Dへ継続投資。**
- **ROE：8%以上の維持**

(※1) ビッグデータ・アナリティクス：膨大なデータをビジネスに役立つ形で整理、視覚化すること。

(※2) AWS：Amazon Web Servicesの略。Amazon.com社が提供しているクラウド・サービス。

(※3) Azure：Microsoft社が提供しているクラウド・サービス。

(※4) アジャイル開発：顧客の要望や経営環境の変化に柔軟に対応しながらソフトウェアを迅速に開発する手法。

(※5) RPA：Robotic Process Automationの略。人間が行う業務の処理を操作画面上から登録しておくだけで、様々なアプリケーションを横断して処理する技術。

(※6) DaaS：Desktop as a Serviceの略。デスクトップ環境をクラウド上に構築し、ネットワーク越しにその環境を呼び出して利用する技術。

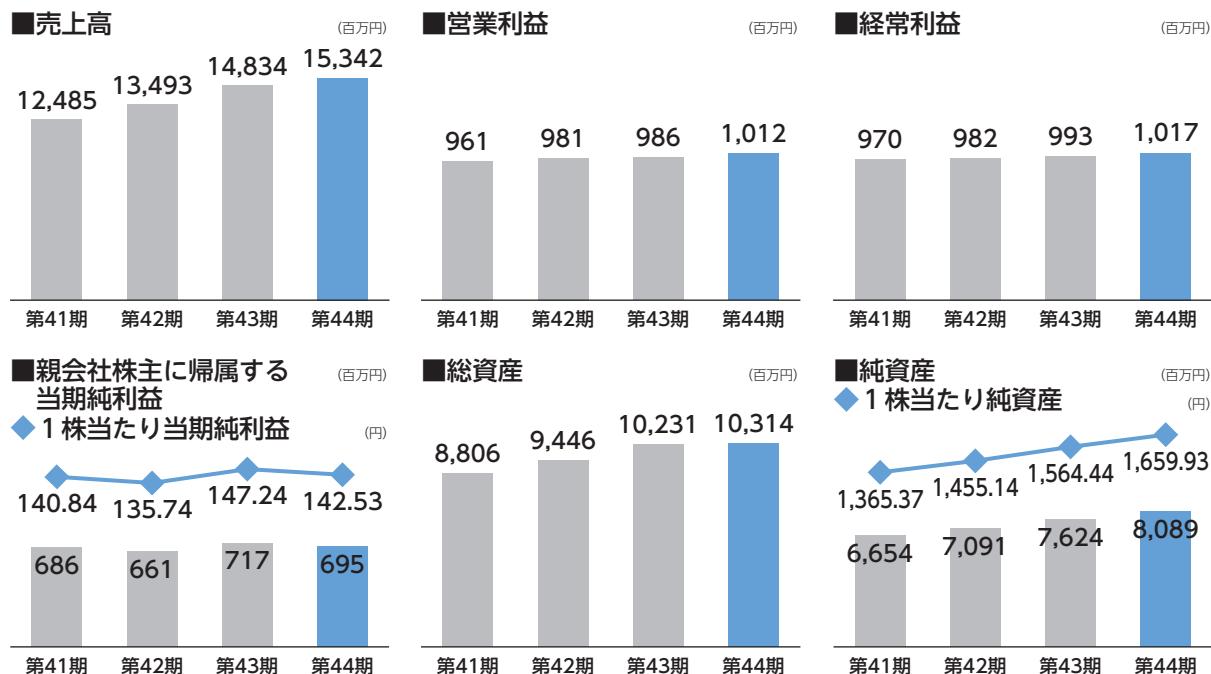
(※7) AI-OCR：大量の文字データから取得した学習データを蓄積し、高精度な文字認識を可能とする技術。

(※8) EAI：Enterprise Application Integrationの略。企業内の業務システムと連携し、データやプロセスを統合して運用する技術。

## (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2017年3月期)	第 42 期 (2018年3月期)	第 43 期 (2019年3月期)	第 44 期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売 上 高 (百万円)	12,485	13,493	14,834	15,342
営 業 利 益 (百万円)	961	981	986	1,012
経 常 利 益 (百万円)	970	982	993	1,017
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	686	661	717	695
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	140.84	135.74	147.24	142.53
総 資 産 (百万円)	8,806	9,446	10,231	10,314
純 資 産 (百万円)	6,654	7,091	7,624	8,089
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,365.37	1,455.14	1,564.44	1,659.93

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスピーエス	15百万円	100.0%	コンピュータ・ソフトウェア開発

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、コンピュータ・ソフトウェアのシステム化計画の企画から、設計・開発、稼働後のメンテナンスまでのシステム・ライフサイクルの各領域にわたり高付加価値ソリューションを提供する事業を行っております。

## (8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

当 社	本 社	横浜市中区
	みなとみらい事業所	横浜市西区
株式会社エスピーエス	本 社	横浜市中区

## (9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
バリュー・ソリューションサービス	791名	+23名
管 理 部 門	52名	±0名
合 計	843名	+23名

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外から当社グループへの出向者1名を含んでおります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
756名	+18名	37.8歳	11.4年

(注) 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者1名を含んでおります。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 18,000,000株                    |
| (2) 発行済株式の総数    | 6,206,496株 (自己株式1,333,432株を含む) |
| (3) 株主数         | 3,737名                         |
| (4) 大株主 (上位10名) |                                |

株主名	持株数	持株比率
ハイマックス社員持株会	394,523株	8.0%
光通信株式会社	358,800	7.3
前田眞也	356,858	7.3
株式会社前田計画研究所	312,496	6.4
山本昌平	277,080	5.6
株式会社野村総合研究所	237,600	4.8
株式会社三菱UFJ銀行	219,600	4.5
日本生命保険相互会社	176,200	3.6
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	142,600	2.9
富国生命保険相互会社	140,400	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,333,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島 太	
取締役	鍋嶋 義朗	副社長執行役員 社長補佐 兼 ビジネス企画開発本部、プロジェクト革新本部、中長期経営計画推進室、人材開発本部担当
取締役	豊田 勝利	副社長執行役員 社長補佐 兼 事業部門全体 兼 第1事業本部担当 株式会社エスビーエス 代表取締役社長
取締役	青木 稔	専務執行役員 営業本部 兼 第2事業本部担当
取締役	角 宏幸	
取締役	嵯峨野 文彦	株式会社野村総合研究所 常務執行役員 システムコンサルティング事業本部長
取締役	重木 昭信	
常勤監査役	中沢 秀夫	株式会社エスビーエス 監査役
監査役	奥津 勉	公認会計士・税理士 奥津勉事務所 所長 株式会社ホテル、ニューブランド 社外取締役 監査等委員
監査役	山本 章治	
監査役	野村 秀雄	

- (注) 1. 取締役 角宏幸及び嵯峨野文彦並びに重木昭信の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山本章治及び野村秀雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 中沢秀夫氏は、事業会社において経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役 奥津勉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 角宏幸及び重木昭信、監査役 山本章治及び野村秀雄の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年4月1日付で、取締役の担当等について以下のとおり変更しております。

(会社における地位)	(氏名)	(担当等)
取締役	鍋嶋 義朗	副社長執行役員 社長補佐 兼 ビジネス企画開発本部 兼 プロジェクト革新本部 兼 中期経営計画推進室 兼 経営管理本部担当
取締役	青木 稔	専務執行役員 営業本部 兼 第2事業本部 兼 第3事業本部担当

## (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀 越 政 美	2019年6月21日	任期満了	取締役 まちづくりコーポレーション株式会社 取締役
青 木 勝 彦	2019年6月21日	辞任	監査役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の3名及び各監査役の4名は、会社法第427条第1項の定めによる責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額であります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報 酬	賞 与	株式報酬	支給総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	85,860千円 (9,000)	19,810千円 (-)	7,732千円 (-)	113,402千円 (9,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	27,900 (9,000)	- (-)	- (-)	27,900 (9,000)
合 計 (うち社外役員)	12 (6)	113,760 (18,000)	19,810 (-)	7,732 (-)	141,302 (18,000)

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記の退任取締役1名を含め当事業年度中の取締役の員数は8名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
3. 取締役の報酬額は、2000年6月21日開催の第24期定時株主総会において、月額13百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記報酬枠とは別枠で、株式報酬のために拠出する金銭報酬の上限は、2018年6月22日開催の第42期定時株主総会において、2019年3月31日で終了する事業年度から2020年3月31日で終了する事業年度までの合計2事業年度を対象として42百万円と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、2001年6月20日開催の第25期定時株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 嵯峨野文彦氏は、株式会社野村総合研究所の常務執行役員であります。当社と株式会社野村総合研究所との間には取引関係があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	角 宏 幸	当事業年度において、開催された取締役会14回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、特に金融業界での専門的知識と幅広い経験と実績に基づき、当社の経営に対する適切な意見を述べております。また、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	嵯峨野 文 彦	当事業年度において、開催された取締役会14回のうち11回に出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、その専門的知識と幅広い経験と実績に基づき、当社の経営に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	重 木 昭 信	当事業年度において、就任後開催された取締役会11回のすべてに出席しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、当社の経営に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	山 本 章 治	当事業年度において、開催された取締役会14回及び監査役会16回のすべてに出席しております。当社と同業界の企業の要職を歴任しており、その経験と幅広い見識からの経営監視という観点で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。
監査役	野 村 秀 雄	当事業年度において、就任後開催された取締役会11回及び監査役会12回のすべてに出席しております。主に金融・企業財務の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,200千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を次のとおり決議いたしました。

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会行動規範」に則り、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。また、内部統制に必要な体制を整備し、法令並びに諸規則を遵守する。
- ② 「ハイマックス企業行動基準」に従い、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現するよう、全役職員に周知徹底する。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の指導及び監視などを行う。
- ④ 内部統制推進委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき適正な内部統制報告書の提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行う。また、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。
- ⑤ 監査室は、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
- ⑥ 法令上疑義のある行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みとして「内部通報規則」を定め、法令遵守の実効性を高める。
- ⑦ 反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とし、担当部署を設け有事の際には外部専門機関及び法律の専門家に速やかに報告・相談できる体制を構築する。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存方法及び保存期限などは、「文書保存規則」に従い管理する。
- ② 必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人などが閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に伴う損失の危険の管理に関しては、各取締役及び執行役員が自己の分掌範囲について、規則に従い、取締役会及び経営執行会議で審議し、また、必要に応じて専門性をもった委員会を設置するなど、事前に損失の危険の回避または最小化を図る。
- ② 緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務遂行の監督と、執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る。

- ② 取締役会は月1回以上開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図る。また、業務の効率性及び正確性を高めるため、分掌及び決裁の基準などを明確に定める。
- ③ 経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役及び執行役員などが出席して、取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行う。
- ④ 業務執行会議を月1回開催し、業務執行取締役及び執行役員などが出席して、日常の業務執行の統制及び管理を行う。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の管掌取締役を選任し、「子会社および関連会社管理規則」に従い、事業運営の監督・指導を行う。また、経営上重要な事項を決定する場合は、当該規則に基づき、当社への事前協議などが行われる体制を構築する。
- ② 経営執行会議及び業務執行会議には子会社の代表者も出席して、業務の進捗状況などの報告・審議を行い、適切な対応を図る。

##### ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。

##### ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの中期経営計画を策定し、当該計画の方針に従い年度計画を定める。
- ② 子会社の財務・経理業務を当社が受託し、当社グループの経営数値などを迅速に把握する。

##### ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社は、当社と同様の「取締役会行動規範」を定め、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。
- ② コンプライアンス委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの法令遵守の指導及び監視などを行う。
- ③ 内部統制推進委員会には子会社の取締役も出席して、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備を行う。
- ④ 監査室は、子会社に対して、業務について適法性、妥当性の観点から内部監査を行う。
- ⑤ 法令遵守の実効性を高めるため、当社グループの内部通報制度を整備する。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役の業務を補助するための適切な人材を配置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価などの決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認める。

**(7) 当社の監査役への報告に関する体制**

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、取締役会または経営執行会議などにおいて、随時その業務の執行状況を監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査室は、「内部通報規則」による通報の状況を速やかに報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 監査役は必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査室は、当社グループの「内部通報規則」による通報の状況を速やかに監査役に報告する。

**(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、監査役へ報告をしたことを理由として当社グループの役職員に対し、不利益となる取扱いを行わない。
- ② 当社グループの「内部通報規則」において、当該通報をしたことを理由として通報者を解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない旨を明記する。

## (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用に対し、予算枠を設ける。
- ② 監査役が必要に応じて会計監査人・弁護士などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。

## (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と定期的な会合を通じ、相互認識を深める。
- ② 会計監査人とは、監査計画の報告を受け、監査立会い及び適時に意見や情報の交換を実施するなどの連携を行う。
- ③ 監査室とは、緊密な連携を保ち監査の効率を高める。

## [業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当期における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンスについて

- ・ コンプライアンス強化を目的に、各種の社内規則の改訂・整備を行ったほか、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」の下に、労働関係などの分科会を設置し、その活動状況を毎月開催される業務執行会議で報告いたしました。各分科会は社内研修を通じた教育活動、社内調査の実施及びその指摘事項の対応などを行いコンプライアンスの徹底を図りました。
- ・ 「内部統制推進委員会」は、7回開催されました。また、評価者に対して内部統制の整備運用評価の教育を2回実施しました。
- ・ 当社及び子会社の全役職員に対して「ハイマックス企業行動基準」を記載したカードを配布し浸透を図りました。
- ・ 「内部通報規則」を定め、法令順守の実効性を高めております。内部通報の窓口は、社内に加え、外部の弁護士事務所を社内から独立した窓口として設置しております。取締役会には、定期的に、また、必要に応じて運用状況等を報告いたしました。

### (2) リスク管理について

- ・ 自社及び顧客に関連する情報資産に対して適切な安全対策を実施し厳格に保護することが最も重要であると認識し、「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」及び「プライバシーマーク」の認証を継続するとともに、拠点のセキュリティ点検及び運用ルールの見直し等を実施しました。また、全役職員に対して、情報セキュリティ教育及び試験を実施し知識の向上と意識づけの強化を図りました。

- ・ システム開発については、受注前に各種のリスクを踏まえた受注判定会議による受注の可否判断を行った上で、見積審査会の承認（決裁規則に基づき高額等の場合は、取締役会決議）を経る等、事前のリスク管理の強化・徹底を図りました。また、受注後、特に難易度の高い案件等を重点プロジェクトと選定し、その推進状況を毎月の業務執行会議等で報告し、対応策の指示及びその進捗管理を行うことにより、損失の危険の回避または最小化を図りました。
- ・ 「危機管理規則」に基づき、大規模災害発生時を想定した社内情報システムのバックアップ二重化体制を実施しております。また、全役職員を対象に「安否情報確認訓練」、初動対応チームを対象に「模擬訓練」を実施しました。なお、新型コロナウイルスへの対応については、社長を本部長とする対策本部を設置し、状況把握及び感染防止に努めるとともに、業務継続に必要な対策を実施いたしました。

### (3) 取締役の職務執行について

- ・ 取締役会は当期において14回開催され、法令・定款に定められた事項及び「取締役会規則」並びに「決裁規則」に基づき、上程された審議事項、報告事項、意見交換事項について活発な審議・意見交換を行いました。
- ・ 当期において社外取締役及び監査役を構成員とする会議を1回開催し、情報交換及び認識共有を図るとともに、取締役会の運営状況につき議論いたしました。
- ・ 当期において経営執行会議及び業務執行会議は、12回開催いたしました。

### (4) 監査役の職務執行について

- ・ 当期において監査役会は、16回開催いたしました。各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役と定期的な意見交換や社外取締役、会計監査人及び内部監査部門との連携を行ったほか、常勤監査役は、経営執行会議及び業務執行会議など重要会議に出席し、監査の実効性向上を図りました。

### (5) 子会社の管理について

- ・ 当社役職員は、当社子会社の取締役に3名、監査役に1名が就任しております。
- ・ 上記の「コンプライアンス委員会」及び「内部統制推進委員会」並びに「業務執行会議」には、子会社の取締役も出席し、当社グループとして実効性のある連携及び運営を行いました。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 <2020年3月31日現在>

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,946</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,904</b>
現金及び預金	5,759	買掛金	640
売掛金	2,088	未払法人税等	147
仕掛品	41	賞与引当金	606
貯蔵品	5	役員賞与引当金	20
その他	53	その他	491
<b>固定資産</b>	<b>2,369</b>	<b>固定負債</b>	<b>322</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>106</b>	退職給付に係る負債	309
建物	209	その他	13
減価償却累計額	△118		
建物（純額）	90	<b>負債合計</b>	<b>2,225</b>
工具、器具及び備品	91	<b>(純資産の部)</b>	
減価償却累計額	△75	<b>株主資本</b>	<b>8,047</b>
工具、器具及び備品（純額）	16	資本金	689
<b>無形固定資産</b>	<b>77</b>	資本剰余金	666
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,186</b>	利益剰余金	7,576
繰延税金資産	363	自己株式	△883
保険積立金	563	その他の包括利益累計額	42
長期預金	1,100	その他有価証券評価差額金	3
その他	162	退職給付に係る調整累計額	38
貸倒引当金	△2	<b>純資産合計</b>	<b>8,089</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,314</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,314</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,342
売上原価		12,563
売上総利益		2,780
販売費及び一般管理費		1,768
営業利益		1,012
営業外収益		
雑収入	7	7
営業外費用		
雑損失	1	1
経常利益		1,017
税金等調整前当期純利益		1,017
法人税、住民税及び事業税	279	
法人税等調整額	44	323
当期純利益		695
親会社株主に帰属する当期純利益		695

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

貸借対照表 <2020年3月31日現在>

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>7,250</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,801</b>
現金及び預金	5,156	買掛金	633
売掛金	1,995	未払金	90
仕掛品	41	未払費用	160
貯蔵品	5	未払法人税等	135
前払費用	46	前受金	14
その他	8	預り金	26
<b>固定資産</b>	<b>2,380</b>	賞与引当金	556
<b>有形固定資産</b>	<b>105</b>	役員賞与引当金	20
建物	205	その他	169
減価償却累計額	△115	<b>固定負債</b>	<b>377</b>
建物(純額)	90	退職給付引当金	364
工具、器具及び備品	86	長期未払金	13
減価償却累計額	△71	<b>負債合計</b>	<b>2,178</b>
工具、器具及び備品(純額)	15	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>76</b>	<b>株主資本</b>	<b>7,448</b>
ソフトウェア	76	<b>資本金</b>	<b>689</b>
その他	0	<b>資本剰余金</b>	<b>666</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,199</b>	資本準備金	666
投資有価証券	14	その他資本剰余金	0
関係会社株式	20	<b>利益剰余金</b>	<b>6,977</b>
長期前払費用	0	利益準備金	66
繰延税金資産	358	その他利益剰余金	6,911
保険積立金	563	別途積立金	4,678
長期預金	1,100	繰越利益剰余金	2,233
その他	146	<b>自己株式</b>	<b>△883</b>
貸倒引当金	△2	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,630</b>	その他有価証券評価差額金	3
		<b>純資産合計</b>	<b>7,452</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>9,630</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書 &lt;2019年4月1日から2020年3月31日まで&gt;

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,688
売上原価		12,028
売上総利益		2,660
販売費及び一般管理費		1,701
営業利益		959
営業外収益		
雑収入	6	6
営業外費用		
雑損失	1	1
経常利益		964
税引前当期純利益		964
法人税、住民税及び事業税	259	
法人税等調整額	45	304
当期純利益		660

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社ハイマックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轟 一成 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 映 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイマックスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社ハイマックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 一成 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 映 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイマックスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

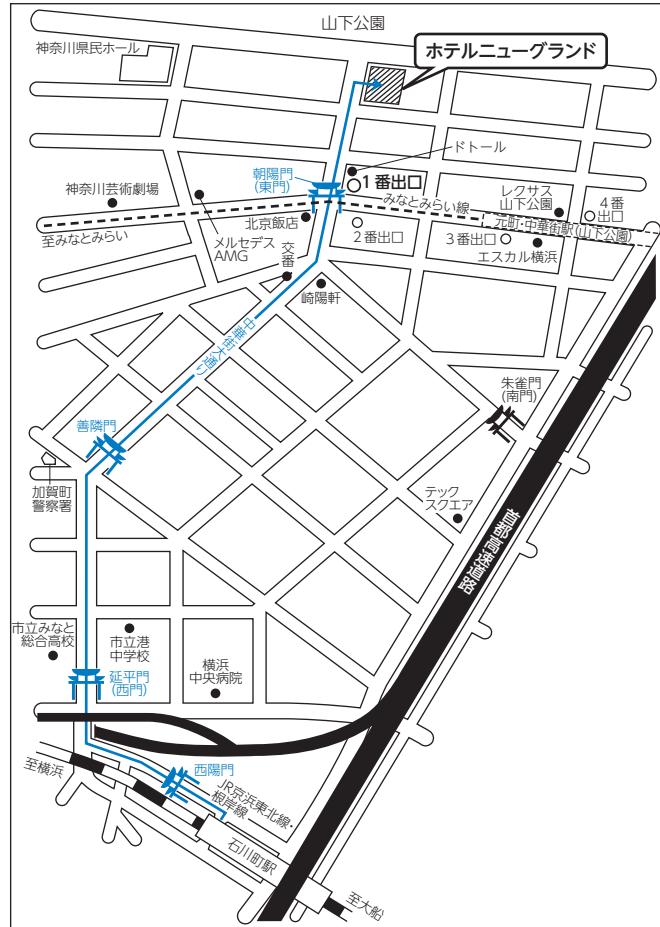
株式会社ハイマックス 監査役会  
 常勤監査役 中 沢 秀 夫 ㊟  
 監 査 役 奥 津 勉 ㊟  
 監査役(社外監査役) 山 本 章 治 ㊟  
 監査役(社外監査役) 野 村 秀 雄 ㊟

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区山下町10番地  
ホテルニューブランド  
タワー館3階 ペリー来航の間  
045-681-1841(代表)



- 交通 横浜高速鉄道みなとみらい線：元町・中華街駅下車  
〈1番山下公園口〉より徒歩1分  
J R 京浜東北線・根岸線：石川町駅下車  
〈中華街口（北口）〉より徒歩13分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

